

鉱害防止資金等融資制度（平成25年度予算）の概要

融資区分 条件等	鉱　害　防　止　資　金			鉱害負担金資金
	使用済特定施設 鉱害防止工事分	坑廃水処理事業分	鉱害防止事業基金 拠出金分	
創　設	昭和48年度	昭和53年度	平成5年度	昭和50年度
原　資	財政融資資金からの借入	同　左	同　左	同　左
財 投 予 算 額	財政融資資金	3. 1億円 (3. 8億円)	0億円 (0億円)	0. 9億円 (0. 2億円)
	自己資金	0億円 (0億円)	0億円 (0億円)	0億円 (0億円)
	融資規模	3. 1億円 (3. 8億円)	0億円 (0億円)	0. 2億円 (1億円)
対　象　事　業	金属鉱業等の鉱山（※）において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（特定施設）に係る鉱害を防止するための事業（発生源対策工事及び坑廃水処理に必要な施設の設置工事）に必要な資金の貸付を行う。	金属鉱業等の鉱山において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（特定施設）に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するための処理事業（運転管理事業）に必要な資金の貸付を行う。	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定により、鉱害防止事業基金に対し、拠出するため必要な資金の貸付を行う。	金属鉱業等の鉱山に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（カドミウム、銅、砒素）により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する公害防止事業（公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。）に要する費用として定められた事業者負担金を負担するため必要な資金の貸付を行う。
対　象　者	鉱害防止事業を行う法人又は個人	同　左	鉱害防止事業基金に拠出を行う法人又は個人	鉱害負担金を負担する法人又は個人
貸　付　比　率	中小企業者：80%以内 大企業者：70%以内 ただし、緊急時災害復旧事業であって、産業保安監督部長が認めたものについては所要資金の額の90%以内（平成19年度創設）	中小企業者：80%以内 大企業者：70%以内	中小企業者：年間拠出額の80%以内 大企業者：年間拠出額の70%以内	中小企業者：80%以内 大企業者：70%以内
貸　付　利　率	中小企業者：0. 85% 大企業者：0. 85%	中小企業者：0. 50% 大企業者：0. 50%	中小企業者：0. 90% 大企業者：0. 90%	中小企業者：0. 90% 大企業者：0. 90%
償　還　期　間 (うち据置期間)	15年以内 (2年以内)	5年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)

注：貸付利率は平成25年4月10日現在。財投予算額の数値は25年度予算額（24年度予算額）。

（※）金属鉱業等の鉱山とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そろ鉛鉱、すず鉱、アンチモニ一鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タンゲステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、硫黄及びほたる石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。